

## 産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の記入手引き

### (1) 報告者（報告書提出対象者）

- 産業廃棄物を生ずる事業場<sup>(注)</sup>が奈良県内（奈良市を除く）にあり、前年度中にマニフェストを交付した事業者が、奈良県知事あての報告対象者です。

（産業廃棄物を生ずる事業場が奈良市内の場合、奈良市長あてに報告してください。）

（注）産業廃棄物を生ずる事業場とは、事業活動に伴い産業廃棄物を発生する工場、医療機関等の事業場を指し、二次マニフェストを交付する中間処理施設もこれに該当します。また、建設業においては、建設工事、解体工事、改修工事等を行う場所がこれに該当します。

- 報告内容は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間に交付したマニフェストの内容について、事業場毎に様式第3号に記載してください。
- 当該期間中にマニフェストを交付していない場合は、報告不要です。
- 電子マニフェスト利用した分については、報告不要です。

### (2) 事業場の名称

- 支社、支店、営業所等、排出事業場の名称を記入してください。
- 排出事業場が複数ある事業者は、排出事業場毎に報告書を作成してください。
- 建設工事及び解体工事については、現場を管轄する支社、支店、営業所等の単位でまとめてください。

### (3) 業種（※別紙1参照）

- 日本標準産業大・中分類一覧より選択してください。
- 複数の業種を営む場合は、主要業種で報告してください。
- 記入欄には、日本標準産業分類の「中分類」から該当するものを記入してください。

### (4) 事業場の所在地

- 産業廃棄物が発生した事業場の所在地を記載ください。
- 排出事業場が複数ある事業者は、排出事業場毎に報告書を作成してください。
- 事業場が奈良市内の場合は、奈良市役所廃棄物対策課が報告書の提出先ですので、御注意ください。
- 建設工事及び解体工事については、現場を管轄する支社、支店、営業所等の単位でまとめてください。

### (5) 産業廃棄物の種類（※別紙2参照）

- 交付したマニフェストに記載されている産業廃棄物の種類を記入してください。
- 同種類の産業廃棄物で収集運搬業者と処分業者が異なる場合は、別行に分けて記入してください。
- 特別管理産業廃棄物の場合は、その旨を記入し、通常の産業廃棄物と分けて別行で記入してください。
- 石綿含有産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の場合は、その旨を記入し、産業廃棄物の種類ごとに別行に分けて記入してください。

### (6) 排出量（単位：t）（※別紙3参照）

- マニフェストを体積で記載したものは、換算表（別紙3）にて重量に換算してください。

(7) 管理票の交付枚数

- ・ マニフェストの交付枚数を記入してください。

(8) 運搬受託者の許可番号/運搬受託者の氏名又は名称

- ・ 運搬受託者の氏名又は名称は、産業廃棄物の排出事業者（報告者）が直接委託契約を締結した収集運搬業者名を記入してください（産業廃棄物処理委託契約書に記載の収集運搬業者名）。
- ・ 許可番号は、奈良県の許可番号又は固有番号下6桁を記入してください。

(9) 運搬先の住所

- ・ 運搬先の住所は「運搬受託者の住所」ではなく、マニフェストに記載された処分場の住所を記入してください。
- ・ 運搬について、区間委任した場合は処理ルートごとに別行に分けて記入してください。（積替え保管場所と処分場は別行に記入してください。）

(10) 処分受託者の許可番号/処分受託者の氏名又は名称

- ・ 産業廃棄物の排出事業者（報告者）が直接委託契約を締結した処分業者名を記入してください（産業廃棄物処理委託契約書に記載の処分業者名）。
- ・ 許可番号は、奈良県の許可番号又は固有番号下6桁を記入してください。

(11) 処分場所の住所

- ・ 産業廃棄物の排出事業者（報告者）から排出された産業廃棄物が最初に処分された場所を記入してください。

（例）中間処理を経て最終処分した場合は、中間処理場の住所を記入。

最終処分場へ直送し埋立処分した場合は、最終処分場の住所を記入。

- ・ 運搬先の住所と処分場所の住所が同一の場合は、省略可。

(12) 排出者（報告者）が自身で運搬した場合の記入方法

- ・ 産業廃棄物の排出事業者（報告者）が自ら運搬し、処分のみを処分業者に委託した場合は、運搬受託者氏名欄に「自己運搬」と記入し、運搬先の住所欄に処分場の住所を記入してください。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 ( 年度)

奈良県知事 殿

年 月 日

報告者  
住所  
氏名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		業 種		電話番号						
事業場の所在地										
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者の 許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の 許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所	
1										
2										
3										
4										

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要があること。
- 区間を区切って運搬を委託した場合は再委託者又は再受託者についてすべて記入すること。

【記入例】

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和〇〇年度）

令和〇〇年〇月〇日

管理票の交付者を記載します。

報告者の住所氏名

手引き(1) 報告書の対象年度を記載します。

手引き(4) 事業場が奈良市内の場合は提出先は奈良市長になります。

奈良県知事 殿

報告者 住所 奈良市登大路町30 氏名 株式会社〇〇建設 代表取締役 奈良 太郎

手引き(1) 報告書の対象年度を記載します。

手引き(4) 事業場が奈良市内の場合は提出先は奈良市長になります。

奈良県知事 殿

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0742-27-8747

手引き(1) 報告書の対象年度を記載します。

手引き(4) 事業場が奈良市内の場合は提出先は奈良市長になります。

奈良県知事 殿

連絡用の電話番号を記入します。

手引き(9) 産業廃棄物の運搬先を記入します。

手引き(5) 産業廃棄物の種類を記載します。同じ種類でも、処理業者が異なる場合は

手引き(3) 日本標準産業大・中分類一覧より選

手引き(8) (10) 直接、処理契約をしている業者名を記入します。

手引き(9) 産業廃棄物の運搬先を記入します。

手引き(5) 産業廃棄物の種類を記載します。同じ種類でも、処理業者が異なる場合は

手引き(3) 日本標準産業大・中分類一覧より選

手引き(11) 「運搬先の住所」と同一の場合は、記入不要です。(通常は記入不要)

手引き(8) (10) 直接、処理契約をしている業者名を記入します。

手引き(5) 産業廃棄物の種類を記載します。同じ種類でも、処理業者が異なる場合は

手引き(3) 日本標準産業大・中分類一覧より選

番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	1	1	2900000000	株式会社〇〇産廃運送	奈良県大和郡山	〇〇環境保全有限会社	
2	がれき類	15	4	2910000000	有限会社〇〇産廃運送	奈良県桜井市	〇〇環境保全株式会社	奈良県吉野郡下市町新庄
3	廃油	1	1	2910000000	〇〇産廃運送株式会社	奈良県大和高田市	〇〇環境保全株式会社	
4	手引き(6) トンで記入します。			2900000000	〇〇運送株式会社	奈良県生駒市	〇〇環境保全株式会社	

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場として記載すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物、水銀使用等について石綿含有産業廃棄物、水銀使用等について水銀含有産業廃棄物の種類を記載すること。
- 処分場所の住所は、運搬先と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合は、区間ごと運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

## 日本標準産業大・中分類一覧 (令和5年7月改訂版)

大分類	中分類
A 農業、林業	01 農業
	02 林業
B 漁業	03 漁業 (水産養殖業を除く)
	04 水産養殖業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業
D 建設業	06 総合工事業
	07 職別工事業 (設備工事業を除く)
	08 設備工事業
E 製造業	09 食料品製造業
	10 飲料・たばこ・飼料製造業
	11 繊維工業
	12 木材・木製品製造業 (家具を除く)
	13 家具・装備品製造業
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業
	15 印刷・同関連業
	16 化学工業
	17 石油製品・石炭製品製造業
	18 プラスチック製品製造業 (別掲を除く)
	19 ゴム製品製造業
	20 なめし革・同製品・毛皮製造業
	21 窯業・土石製品製造業
	22 鉄鋼業
	23 非鉄金属製造業
	24 金属製品製造業
	25 はん用機械器具製造業
	26 生産用機械器具製造業
	27 業務用機械器具製造業
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
	29 電気機械器具製造業
30 情報通信機械器具製造業	
31 輸送用機械器具製造業	
32 その他の製造業	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業
	34 ガス業
	35 熱供給業
	36 水道業
G 情報通信業	37 通信業
	38 放送業
	39 情報サービス業
	40 インターネット附随サービス業
	41 映像・音声・文字情報制作業
H 運輸業、郵便業	42 鉄道業
	43 道路旅客運送業
	44 道路貨物運送業
	45 水運業
	46 航空運輸業
	47 倉庫業
	48 運輸に附帯するサービス業
	49 郵便業 (信書便事業を含む)

I 卸売・小売業	50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 61 無店舗小売業
J 金融業・保険業	62 銀行業 63 協同組織金融業 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
K 不動産業、物品賃貸業	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業
L 学術研究、専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業（他に分類されないもの） 73 広告業 74 技術サービス業（他に分類されないもの）
M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
O 教育、学習支援業	81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業
P 医療、福祉	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
Q 複合サービス事業	86 郵便局 87 協同組合（他に分類されないもの）
R サービス業（他に分類されないもの）	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業（別掲を除く） 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 93 政治・経済・文化団体 94 宗教 95 その他のサービス業 96 外国公務
S 公務（他に分類されるものを除く）	97 国家公務 98 地方公務
T 分類不能の産業	99 分類不能の産業

【注】公務はその行う業務によりそれぞれの業種に分類して扱う。

※爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物等は、2. 特別管理産業廃棄物の分類表をご参照ください。

1. 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)

分類番号	産業廃棄物の種類	具 体 例
010	燃え殻	焼 却 灰 灰かす、石炭がら、廃棄物焼却灰、炉清掃掃出物、コークス灰、重油燃焼灰等
262		水銀含有ばいじん等
020	汚泥(泥状のもの)	有機性汚泥 製紙スラッジ、ビルビット汚泥(し尿の混入しているものを除く)、洗毛汚泥、消化汚泥、活性汚泥(余剰汚泥)、糊かす、うるしかす等
		下水汚泥
		無機性汚泥 中和沈でん汚泥、凝集沈でん汚泥、めっき汚泥、砕石スラッジ、キラ、カーバイドかす、石炭かす、ソーダ灰かす、ボンデかす、塩水マッド、廃ソルト、不良セメント、不養生コンクリート、廃触媒、タルクかす、袖薬かす、けい藻土かす、活性炭かす、各種スカム(油性スカムを除く)、廃脱硫剤、ニカワかす、脱硫いおう、ガラス・タイル研磨かす、パフくず、廃サンドブラスト(塗料かすを含むものに限る)、スケール、スライム残さ、排煙脱硫石こう、赤泥、転写紙かす等
		建設汚泥(残土を除く) 建設高含水率汚泥、ベントナイト汚泥等
263	水銀含有ばいじん等	
030	廃油	一般廃油 鉱物性油 潤滑油系廃油(スピンドル油、冷凍機油、ダイナモ油、焼入油、タービン油、マシン油、エンジン油、グリース等)、切削油系廃油(水溶性、不溶性)、洗浄油系廃油、絶縁油系廃油、圧延油系廃油、作動油系廃油、その他の鉱物油系廃油(灯油、軽油、重油等)等
		動植物性油 魚油、鯨油、なたね油、やし油、ひまし油、大豆油、豚脂、牛脂等
		廃溶剤 廃溶剤類(シンナー、ベンゼン、トルエン、トリクロロエチレン、パークロルエチレン、アルコール等)
		固形油 タールピッチ類(タールピッチ、アスファルト、ワックス、ろう、パラフィン等)等
		油でい 洗車スラッジ(廃油と汚泥の混合物)、タンクスラッジ、油性スカム等
040	廃酸	無機廃酸(硫酸、塩酸、硝酸、フッ酸、スルファミン酸、ホウ酸等)、有機廃酸(ギ酸、酢酸、シュウ酸、酒石酸、クエン酸等)、アルコール発酵廃液、アミノ酸発酵廃液、エッチング廃液、染色廃液(漂白浸せき工程、染色工程)、クロメート廃液等
		写真定着廃液 写真漂白廃液
264	水銀含有ばいじん等	
050	廃アルカリ	洗びん用廃アルカリ、石炭廃液、廃灰汁、アルカリ性めっき廃液、金属石けん廃液、廃ソーダ液、ドロマイト廃液、アンモニア廃液、染色廃液(精錬工程、シルケット工程)、黒液(チップ蒸解廃液)、脱脂廃液(金属表面処理)、か性ソーダ廃液、硫化ソーダ廃液、けい酸ソーダ廃液、か性カリ廃液等
		写真現像廃液 写真現像廃液
265	水銀含有ばいじん等	
060	廃プラスチック類	F R P 熱可塑性プラスチック
		熱硬化性樹脂
		プラスチック製品くず 廃バークライト(プリント基板等)、各種合成樹脂系包装材料のくず、廃スチロール(発泡スチロールを含む)、廃農業用フィルム、廃写真フィルム、廃合成建材(タイル、断熱材、合成木材、防音材等)、廃ポリ容器類、電線の被覆くず、塗料かす、接着剤かす等
		合成ゴム ライニングくず等
		合成繊維 合成繊維くず(ナイロン、ポリエステル、アクリル等で混紡も含む)等
		廃タイヤ(大型車)
243	石綿含有産業廃棄物(非飛散性)	
070	紙くず※1	紙 く ず 印刷くず、製本くず、裁断くず、旧ノーカーボン紙等、建材の包装紙、板紙、建設現場から排出される紙くず等
080	木くず※2	木 く ず 建設業関係の建物、橋、電柱、工事現場、飯場小屋の廃木材(工事箇所から発生する伐採材や伐根を含む)、木材、木製品製造業等関係の廃木材、おがくず、バーク類、梱包材くず、板ざれ、廃チップ、物品買貨業に係る廃木製家具類等
		パレット 貨物の流通に係る木製パレット
090	繊維くず※3	織 維 く ず 畳、じゅうたん、木綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、綿くず、不良くず、落ち毛、みじん、くすまゆ、レーヨンくず等、建設現場から排出される繊維くず、ロープ等
100	動植物性残さ※4	動物性残さ 魚・獣の骨、皮、内臓等のあら、ボイルかす、うらごしかす、缶づめ、瓶づめ不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝から、羽毛等
		植物性残さ ソースかす、しょうゆかす、こうじかす、酒かす、ピールかす、あめかす、糊かす、でんぷんかす、豆腐かす、あんかす、茶かす、米・麦粉、大豆かす、果実の皮・種子、野菜くず、薬草かす、油かす等

※印の種類は、特定の事業活動に伴うものです。

- ※1紙くず ①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)、②パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る)に係るもの、③出版業(印刷出版を行うものに限る)に係るもの、④製本業及び印刷物加工業に係るもの、⑤PCBが塗布され、又は染み込んだもの
- ※2木くず ①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)、②木材又は木製品製造業(家具の製造業を含む)に係るもの、③パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品買貨業に係るもの、④貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む)、⑤PCBが染み込んだもの
- ※3繊維くず ①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)、②繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)に係る天然繊維くず(合成繊維は廃プラスチック類)、③PCBが染み込んだもの
- ※4動植物性残さ 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物(魚市場、飲食店等から排出される動植物性残さ又は厨芥類は事業活動に伴って生じた一般廃棄物)

## 廃棄物等分類表(その2)

分類番号	産業廃棄物の種類	具 体 例
110	ゴ ム く ず (天然ゴムくず)	ゴ ム く ず (天 然 ゴ ム く ず) 切断くず、裁断くず、ゴムくず、ゴム引布くず(廃タイヤは合成ゴムなので廃プラスチック類)等
120	金 属 く ず	鉄 く ず 非 鉄 金 属 く ず 鉄くず、鉄粉、ブリキ・トタンくず等 鉛管くず、銅線くず等
130	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガ ラ ス く ず 板ガラスくず、アンブルロス、破損ガラス、ガラス粉、カレットくず、廃空ビン類、ガラス繊維くず等
		陶 磁 器 く ず 土器くず、陶器くず、石器くず、磁器くず、レンガくず、断熱レンガくず、せっこう型、レンガ破片、瓦破片等
		コンクリート製品くず(がれき類を除く)
		石 膏 ボ ー ド 製造過程等で生じるコンクリートブロックくず、インターロッキングくず等 せっこうボード
242	石綿含有産業廃棄物(非飛散性)	
140	鉱 さい	廃 砂 鑄物廃砂、サンドブラスト廃砂(塗料かす等を含むものを除く)等
		炉 さい キューボラ溶鉱炉のノロ、ドロス・カラミ・スパイス、高炉・平炉・転炉・電気炉からの残さい(スラグ)等
266	鉱 さい 類	不良鉱石、粉炭かす、鉱じん等
150	が れ き 類 [工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物]	コ ン ク リ ー ト 片 コンクリート破片
		廃 ア ス フ ェ ル ト アスファルト破片
244	その他の建設資材	レンガ破片、その他これに類する各種廃材等
160	動物のふん尿※6	水 銀 含 有 ば い じ ん 等 水銀含有ばいじん等
		コ ン ク リ ー ト 片 コンクリート破片
170	動物の死体※7	動物の死体 同上の家畜の死体
180	ばいじん	ば い じ ん 電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト、サイクロン捕集ダスト等
261		水 銀 含 有 ば い じ ん 等 水銀含有ばいじん等
190	処分するために処理した物(13号廃棄物)	処分するために処理した物(13号廃棄物) 有害汚泥のコンクリート固形物等
200	建設混合廃棄物	建設混合廃棄物
210	安定型混合廃棄物	安定型混合廃棄物
220	管理型混合廃棄物	管理型混合廃棄物
230	シュレッダーダスト	シュレッダーダスト
250	水銀使用製品産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物 蛍光灯、水銀体温計、水銀式血圧計等
300	そ の 他	廃 自 動 車 廃自動車、廃二輪車
310		廃 電 気 機 械 器 具 (家電リサイクル以外)
350		廃 電 池 類 鉛蓄電池、乾電池
400	動物系固形不要物※5	動物系固形不要物 と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥

※印の種類は、特定の事業活動に伴うものです。

※5動物系固形不要物 与畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物  
 ※6動物のふん尿 畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物のふん尿  
 ※7動物の死体 畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物の死体

## 2. 特別管理産業廃棄物

※爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物等は特別管理産業廃棄物として分類されます。

分類番号	産業廃棄物の種類	具 体 例
7000	特別管理産業廃棄物	廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)
7010		基準値を超える有害物質を含むもの
7100	特別管理産業廃棄物	廃酸(pHが2.0以下の廃酸)
7110		基準値を超える有害物質を含むもの
7200	特別管理産業廃棄物	廃アルカリ(pHが12.5以上の廃アルカリ)
7210		基準値を超える有害物質を含むもの
7300	特別管理産業廃棄物	感染性産業廃棄物
7411	特別管理産業廃棄物	廃PCB等
7412		PCB汚染物
7413		PCB処理物
7440		廃水銀等
7421		廃石綿等(飛散性)
7422		指定地下汚泥
7423		鉱さい
7424		燃え殻
7425		廃油
7426		汚泥
7427		廃酸
7428		廃アルカリ
7429		ばいじん
7430		処分するために処理したもの

(別紙3)

産業廃棄物の体積から重量への換算表(参考値)

	産業廃棄物の種類	換算係数
1	燃え殻	1.14
2	汚泥	1.10
3	廃油	0.90
4	廃酸	1.25
5	廃アルカリ	1.13
6	廃プラスチック類	0.35
7	紙くず	0.30
8	木くず	0.55
9	繊維くず	0.12
10	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
11	とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	1.00
12	ゴムくず	0.52
13	金属くず	1.13
14	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず	1.00
15	鉱さい	1.93
16	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
17	動物のふん尿	1.00
18	動物の死体	1.00
19	ばいじん	1.26
20	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの	1.00
21	建設混合廃棄物	0.26
22	廃電気機械器具	1.00
23	感染性産業廃棄物	0.30
24	廃石綿等	0.30
25	廃水銀等(処分するために処理したものを含む)	13.57

【注1】上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数(t/m<sup>3</sup>)。

【注2】この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意されたい。

【注3】特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物、廃石綿等及び廃水銀等以外については、それぞれ1～19に該当する品目の換算係数に準拠。

【注4】「2t車1台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それにより換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法がある。